

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人北方領土問題対策協会の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方
当法人における役員報酬は給与法に準拠した独立行政法人北方領土問題対策協会給与規程に基づいて支給しており、期末特別手当において、個別に業績を勘案し、役員の報酬を増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成24年4月から平成26年3月の2ヵ年において、以下の減額改定を行った。 ・俸給月額及び期末特別手当 100分の9.77を乗じて得た額を減額。 ・地域手当 俸給月額に対する地域手当について、100分の9.77を乗じて得た額を減額。
理事	平成24年4月から平成26年3月の2ヵ年において、以下の減額改定を行った。 ・俸給月額及び期末特別手当 100分の9.77を乗じて得た額を減額。 ・地域手当 俸給月額に対する地域手当について、100分の9.77を乗じて得た額を減額。
理事(非常勤)	改定なし。
監事(非常勤)	平成24年4月から平成26年3月の2ヵ年において、以下の減額改定を行った。 ・俸給月額 100分の9.77を乗じて得た額を減額。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	千円	千円	
法人の長	16,239	10,167	4,126	116 (通勤手当) 1,830 (地域手当)			
A理事	9,851	6,941	2,532	105 (通勤手当) 208 (地域手当) 65 (寒冷地手当)			◇
B理事 (非常勤)	0	0	0	()		12月31日	
C理事 (非常勤)	0	0	0	()	1月1日		
D理事 (非常勤)	60	60	0	()		3月31日	
E理事 (非常勤)	60	60	0	()			*
F理事 (非常勤)	480	480	0	()			
G理事 (非常勤)	0	0	0	()		3月31日	*
A監事 (非常勤)	2,999	2,999	0	()			
B監事 (非常勤)	1,981	1,981	0	()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:非常勤役員に関する規程に基づき非常勤理事については、役員会等出席時に日額2万円を支給している。

注4:地域手当は、俸給月額に対し、東京23区に在職する者については18%、札幌市に在職する者については3%乗じて得た額で算出される。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,696	4	4	平成24年1月1日	1	業績勘案率は、独立行政法人評価委員会の決定に基づく	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等を踏まえて、18年度以降5年間で5%以上の人員削減を行うという方針により、19年度末に常勤職員1名、22年度末に更に1名の削減を行い人件費の削減に努めたところである。

職員の数が少ない状況の中、年間を通し極めて繁忙な業務を適切に遂行するため、それぞれの適性を掌握し、人員の配置等を行うとともに、必要に応じ職員を各種研修会へ派遣するなど能力向上を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に準じた給与体系の維持に努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事の公正な基礎として、職員の勤務評定を実施し、1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給額を変動させる。
俸給	1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年4月から平成26年3月の2ヵ年において、以下の減額改定を行った。

- ・俸給月額 各職員の職務の級に応じ、100分の9.77(7級以上)、100分の7.77(3級から6級)、100分の4.77(2級以下)の支給減額率を乗じて得た額を減額。
- ・給料の特別調整額 100分の10を乗じて得た額を減額。
- ・期末手当及び勤勉手当 100分の9.77を乗じて得た額を減額。
- ・地域手当及び広域異動手当 俸給月額に対する地域手当の月額に各職員の職務の級に応じた上記支給減額率を乗じて得た額を減額するとともに、給料の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減額。

2 職員給与の支給状況

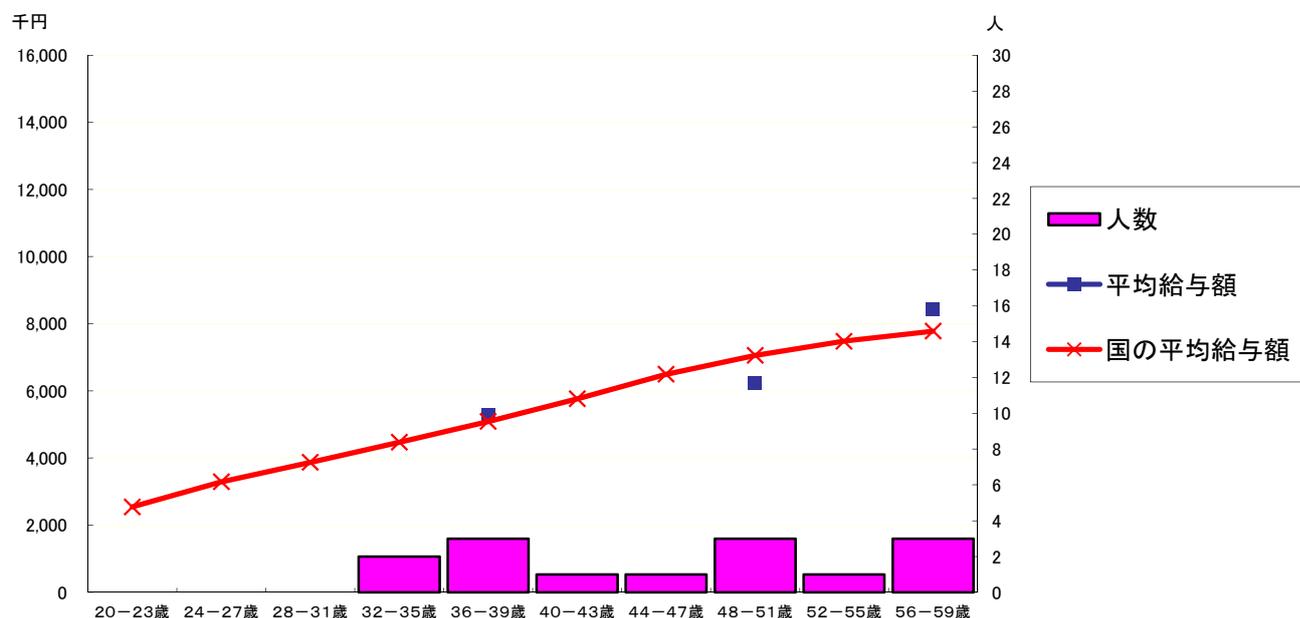
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	14	45.9	6,340	4,859	129	1,481
事務・技術	14	45.9	6,340	4,859	129	1,481
非常勤職員	6	49.8	2,551	2,551	127	0
事務・技術	6	49.8	2,551	2,551	127	0

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員、任期付職員、再任用職員及び研究職種、医療職種(各項目)、教育職種については、当協会に該当がないため、欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:グラフのうち、全ての年齢階層について該当者が4名以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注3:グラフのうち、32-35歳、40-43歳、44-47歳、52-55歳の年齢階層について、該当者が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円		千円	千円	
・課長	4	56.8			8,332		
・専門官	4	46.5			6,399		
・専門職	6	38.3	4,300		4,671	4,848	

注:4名以下については、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	課長 上席専門官	課長 上席専門官	課長 上席専門官
人員 (割合)	4 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (28.6%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳 59～51
所定内給 与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円 7,218 ～5,827
年間給与 額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円 9,264 ～7,518

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 上席専門官 専門官	専門官	専門官 専門職	専門職	主事
人員 (割合)	10 (%)	人 (7.1%)	人 (21.4%)	人 (28.6%)	人 (14.3%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 51～37	歳 49～36	歳	歳
所定内給 与年額(最高～最低)		千円	千円 4,887 ～4,103	千円 4,298 ～3,419	千円	千円
年間給与 額(最高～最低)		千円	千円 6,539 ～5,549	千円 5,624 ～4,500	千円	千円

注:当法人における5級、2級については2人以下であることから当該個人に関する情報を特定されるおそれがあるため、「職級」及び「標準的な職位」を除き表示していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 52.4	% 57.3	% 55.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 47.6	% 42.7	% 45.0
	最高～最低	% 55.0～43.5	% 44.6～41.2	% 48.9～43.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.6	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.4	% 34.6
	最高～最低	% 43.1～32.6	% 40.2～30.2	% 39.1～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.3

対他法人(事務・技術職員)

91.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 98.3</p> <table border="1" data-bbox="619 376 1273 481"> <tr> <td data-bbox="619 376 746 481">参考</td> <td data-bbox="746 376 938 412">地域勘案</td> <td data-bbox="938 376 1273 412">94.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 412 746 448"></td> <td data-bbox="746 412 938 448">学歴勘案</td> <td data-bbox="938 412 1273 448">95.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 448 746 481"></td> <td data-bbox="746 448 938 481">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="938 448 1273 481">91.9</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	94.5		学歴勘案	95.5		地域・学歴勘案	91.9
参考	地域勘案	94.5								
	学歴勘案	95.5								
	地域・学歴勘案	91.9								
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>【主務大臣の検証結果】 対国家公務員との比較指標について、①地域勘案(94.5)、②学歴勘案(95.5)、③地域・学歴勘案(91.9)いずれについても、100を下回っており、問題ない。</p>									
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 92.7% (国からの財政支出額 1,491,250千円、支出予算の総額 1,609,550千円：平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】 少ない人員の中、年間を通し極めて繁忙な業務を、スタッフ制の導入を図るなど弾力的な人事運用により、個々の能力を最大限に引き出し、適切に遂行している。 また、対国家公務員との比較指標について、①地域勘案(94.5)、②学歴勘案(95.5)、③地域・学歴勘案(91.9)いずれについても、国家公務員のより低い水準にある。</p> <p>【累積欠損額について】 該当なし。</p> <p>【検証結果】 該当なし。</p>									
<p>講ずる措置</p>	<p>現状の給与水準は適切であると判断されることから、引き続きこの水準を維持するよう努める。</p>									

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 143,178	千円 154,466	千円 (%) △ 11,288 (-7.3)	千円 (%) △ 19,311 (-11.9)
退職手当支給額 (B)	千円 2,340	千円 4,061	千円 (%) △ 1,721 (-42.4)	千円 (%) △ 8,952 (-79.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 53,547	千円 50,493	千円 (%) 3,054 (6.0)	千円 (%) 5,648 (11.8)
福利厚生費 (D)	千円 28,494	千円 27,279	千円 (%) 1,215 (4.5)	千円 (%) 1,974 (7.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 227,559	千円 236,298	千円 (%) △ 8,739 (-3.7)	千円 (%) △ 20,641 (-8.3)

総人件費について参考となる事項

今年度においては、平成24年2月に成立した国家公務員給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)の施行を受けて、平成24年度から職員給与の減額を行ったため、昨年度と比較して人件費が減少した。

IV 法人が必要と認める事項

①平成24年2月に成立した国家公務員給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)の施行を受けて当法人は、それに準じ同等の改正を行ったものである。

- ・実施期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間
- ・俸給について、役員(常勤役員及び非常勤監事)及び7級以上の職員は100分の9.77、3級から6級の職員は100分の7.77、2級以下の職員は100分の4.77の支給減額率を乗じて得た額を削減。
- ・常勤役員の期末特別手当、職員の勤勉手当・期末手当について、それぞれ100分の9.77削減。
- ・役員(常勤役員及び非常勤監事)及び職員の俸給月額に対する地域手当の月額に各職員の職務の級に応じた上記支給減額率を乗じて得た額を減額するとともに、給料の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10乗じて得た額を減額。

②国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)に趣旨に基づき、平成25年3月15日から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員退職手当 退職手当の支給額の算出における調整率を100分の100から100分の97に削減。
- ・職員退職手当 退職手当の支給額の算出における調整率を100分の104から100分の97に削減。